

一般送配電事業者による需給調整市場 三次調整力②に係る取引規程（案）に対する当財団の主張とパブコメ結果について

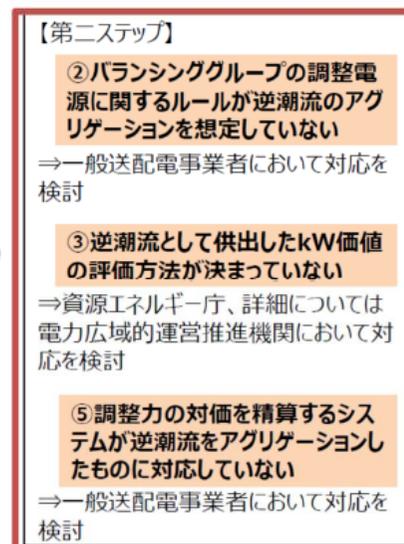
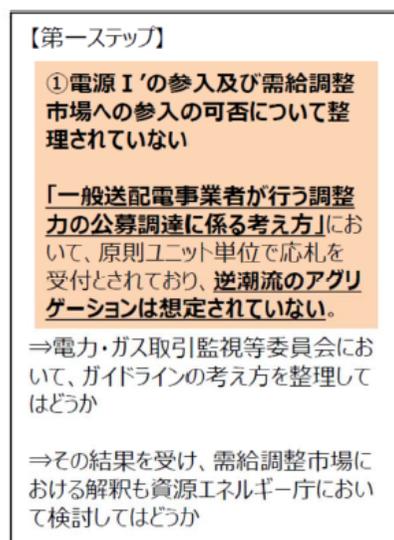
提出した意見（1）	パブコメ結果とそれに対する受け止め
<p>【該当箇所】 取引規定（需要調整市場）案 9 頁 （2）設備に関する要件 イ 対象リソースに関する要件 （ハ）発電リソースの場合は原則としてユニット単位で入札を行うこととする。（以下省略）</p> <p>【意見】 本取引規定では、三次調整力②市場に対しポジワット側のアグリゲーションの参入ができない内容となっているが、参入できるようにすべきである。なお、「需給調整市場 説明会資料」14 頁には、ポジワット側のアグリゲーションについて「継続検討中範囲」との記載がある。</p> <p>【具体的提案】 需給調整市場において、ポジワット側のアグリゲーションが参入できるようにすべきである。即時の実施が無理である場合、調整力市場への参入を計画する事業者が、検討・準備等の期間を確保できるよう、具体的なスケジュールを明示する等配慮いただきたい。</p> <p>【理由】 今後限界費用ゼロの自然変動電源が大量導入され、優先給電されることなどで、卸売電力価格が下落し火力発電などの収益性が低下することにより、系統の需給調整力が減少していくことが予想される。このような中、あらゆる電源リソース、需要リソースを活用し、系統の安定化を図っていく必要がある。 電力広域的運営推進機関 需給調整市場検討小委員会が 2019 年 6 月に三次調整力②について取り纏めた「需給調整市場（三次調整力②）について」（第 1 2 回 資料 3-2）の 17 頁においても、「リソースをアグリゲートして需給調整市場へ参入する場合、そのリソースには小規模な発電機（自家発等）や DSR 等、様々な電源種が想定される。」とあり、それが実現されるよう市場を整備するのが需給調整市場の活性化や電源リソースの活用にも有効と考える。また、VPP 等を積極的に推進する国の政策とも合致することになる。 調整力市場に対し、より多くの事業者の市場参入を促進し、競争を活性化させることが、「調整力コストの低減」、「系統の安定化」、といった公共の利益に繋がる。</p>	<p>【パブコメ結果】 パブコメに対し「逆潮流アグリケーションの調整力の活用については国において現在検討中です。本議論を踏まえて対応することとしたい。」との回答があった。</p> <p>【財団の受け止め】 経済産業省が 2016 年 10 月に公表した「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」においては、望ましい対応として、「電源Ⅰの公募要領等において、原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける。」「電源Ⅱの公募要領等において、原則としてユニット単位で募集する。」とされており、複数ユニットをアグリゲーションして応札することを原則認めていない。 しかしながら、2019 年 11 月に開催された第 43 回電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合において、逆潮流アグリケーションの調整力利用に関するニーズの拡大、社会的意義が議論され、上記調整力公募ガイドラインの見直しを検討されることが決定している。（別紙 1） 当財団としては、同専門会合の議論を注視しながら、逆潮流アグリケーションの調整力活用制度実現に係る働きかけを継続していく。</p>

提出した意見（２）	パブコメ結果とそれに対する受け止め
<p>【該当箇所】 取引規定（需要調整市場）案 9 頁 （２）設備に関する要件 イ 対象リソースに関する要件 （ハ）発電リソースの場合は原則としてユニット単位で入札を行うこととする。ただし（以下省略） および 取引規定（需要調整市場）案 24 頁 （取引対象の△kW）第 26 条 （８）最低入札量 通信設備が専用線オンラインの場合は 5,000 キロワット、簡易指令システムの場合は 1,000 キロワットを最低入札量とする。</p> <p>【意見】 本取引規定においては、三次調整力②市場に 1000 kW 未満の発電機が参入できない内容となっているが、この下限値を緩和すべきである。なお、「需給調整市場 説明会資料」14 頁には、1000kW 未満の発電機に関し「継続検討中範囲」との記載がある。</p> <p>【具体的提案】 調整力市場への参入を計画する事業者においては、検討・準備等の期間が必要となるため、早期に入札量の下限容量緩和とそのスケジュールを明示する等配慮いただきたい。</p> <p>【理由】 調整力市場に対し、より多くの事業者の市場参入を促進し、競争を活性化させることが、「調整力コストの低減」、「系統の安定化」といった公共利益に繋がる。</p>	<p>【パブコメ結果】 パブコメに対し、「最低入札容量は 1,000kW とさせていただきます。」との回答があった。</p> <p>【財団の受け止め】 最低入札容量については、電力広域的運営推進機関(OCCTO)が 2018 年 4 月に「需給調整市場に関する意見募集」を実施しており、新規参入の障壁となる最低入札容量について緩和を求める要望が多く提出され、最低入札量が簡易指令システムに対し 1,000kW に緩和された。ただし、要望としては更なる緩和が求められていた（別紙 2： OCCTO 第 6 回需給調整市場検討小委員会）。</p> <p>当財団としては、調整力市場への新規参入を促進し、競争を活性化させることが、「調整力コストの低減」、「系統の安定化」といった公共利益に繋がるとの考えのもと、引き続き最低入札量の下限値引下げへ向け、働きかけを継続していく。</p>

調整力公募ガイドラインにおける逆潮流アグリゲーションの取扱い

- 逆潮流アグリゲーションの調整力利用に関するニーズの拡大を踏まえ、調整力に求められる確実性や透明性及び発電事業者の規模による公平性を確保しつつ、一定の要件を設けたうえで調整力への入札を認めるよう、調整力公募ガイドラインを見直す方向で検討してはどうか。
- 調整力公募ガイドラインの具体的な見直しの内容については、資源エネルギー庁、一般送配電事業者及び電力広域的運営推進機関による逆潮流アグリゲーションの調整力利用に関する技術的な課題への対応を踏まえて、改めて本専門会合にて議論を行うこととしたい。

課題への対応（再掲）



2019年10月 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会 資料7

まずは、電源 I' での活用を目指す

10

(論点6) 最低入札量の低減について

■ アグリゲーターの新規参入促進の観点から、各商品について最低入札量を低減できないかとの意見があった。

4. 最低入札量

6

現行案	→	主な意見
<ul style="list-style-type: none"> 一次調整力～三次調整力① : 5MW 三次調整力② : 1MW 		<ul style="list-style-type: none"> 一次調整力～三次調整力① : ✓ 1MW (11社) 全般 : ✓ 0.1MW (2社) ✓ 0.5MW (1社) ✓ 引下げてほしい (2社)

【主な理由】

<1MW>

- 欧州では1MWが一般的（フランス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、イギリス、フィンランド、ノルウェー）
- 市場参加機会の拡大および取引活性化のため
- 5MWではアグリゲーターにとって参入障壁となるおそれがある
- 5MWでは発電機のみ対応可能であり、分散型電源など新しいリソースの競争が限定される
- JEPXスポット市場や調整力公募の実績を鑑みて1MWからとすべき

<1MW以外>

- 他市場との整合
- アグリゲーターの取り纏め能力を考慮
- 経過措置としての引き下げを検討すべき
- 算定根拠を示してほしい

出所) 第15回調整力の細分化および広域調達の技術的検討に関する作業会 (2018.6.20) 資料2 参考資料
http://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/sagyoukai/2018/chousei_sagyoukai_15_haifu.html